

## 国土利用計画法川崎市事務処理要領

(平成12年3月30日付け11川財土第773号局長専決)

(目的)

第1 この要領は、川崎市における国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)に規定する事務処理について必要な事項を定め、法の円滑な施行を図ることを目的とする。

(届出を要する範囲等)

第2 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出については、下記により処理する。

### 1 土地売買等の契約の範囲について

(1) 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定により届出を必要とする土地売買等の契約は、次のアからウまでのすべての要件を満たすこと。

ア 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定であること。この場合において「これらの権利の取得を目的とする権利」とは、土地に関する所有権、地上権又は賃借権の移転又は設定を要求しうべき民法上の予約完結権、買戻権等を意味する。

イ 上記アの権利の移転又は設定が対価の授受を伴うものであること。この場合における対価は、必ずしも金銭に限らず、一般的に金銭に換算しうる経済的価値を広く包括するものである。

ウ 上記アの権利の移転又は設定が契約により行われるものであること。

(届出に係る事務処理)

第3 法第23条第1項又は第27条の4第1項(第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出については、下記により処理する。

1 届出書の記載事項、記載要領及び提出部数について

(1) 届出書の記載については、国土利用計画法施行規則(昭和49年総理府令第72号。以下「規則」という。)第4条(規則第19条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項(事後届出の場合においては、「予定対価」とあるのは「対価」と読み替える。)を記載すべきものであり、別紙1「土地売買等届出書記載要領」による。

(2) 届出書は、規則第20条第1項又は第20条の3第1項の規定により、正本、副本を提出するものとされているが、副本の提出部数については、事前届出制にあつては、原則として3部とする。なお、事務処理上の観点から副本について追加部数の提出を求める場合にあつては、複写式の申請用紙を準備する等届出者に過重の負担を課することとならないよう、特に配慮する。

(3) 法第23条第1項第5号に規定する「土地の利用目的」は、当該契約に係る土地の利用について、用途、規模等をもって判断するが、この場合の用途は建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する用途別表に記載されている程度の詳細性を求めるものではない。

2 添附図書について

規則第20条又は第20条の3に定める添附図書については、届出書の正本及び副本一部につきそれぞれ一部添附すべきものであるが、

その取り扱いについては、下記による。

- (1) 規則第20条第2項又は第20条の3第2項の規定により添附すべき規則第5条第2項第2号から第5号までに掲げる書類は、それぞれ、下記により処理する。

ア 第2号の「土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図」とは、原則として国土地理院発行の縮尺50,000分の1地形図に届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される土地の全体の位置を示したものの。

イ 第3号の「土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面」とは、国土地理院発行の縮尺2,500分の1の国土基本図又は国土基本図が存しない場合にはこれに代りうる適宜の図面に、届出に係る土地及びそれと併せて同一の利用目的に供される全体の土地とその付近の土地利用等の状況を示したものの。

ウ 第4号の「土地の形状を明らかにした図面」とは、届出に係る土地が三角地であるか不整形地であるか等の土地の形状を明らかにする見取図を適宜の方法により作成したものの。

エ 第5号の「土地の面積の実測の方法を示した図書」とは、届出に係る土地について実測が行われている場合において、実測求積図等その実測の根拠を適宜の方法により明らかにした書面。

- 3 届出書が提出されたときは、下記により処理する。

- (1) 届出書が提出されたときは、受付簿に所要の事項を記載するとともに、遅滞なく、別紙1の記載要領に従いその記載事項等について審査する。なお、この場合における審査は記載事項等について

ての形式的な審査にとどめ、受付窓口で補正可能な軽微な事項等についてはその場で補正を求める等の措置を講ずる。

(2) 受理すべき届出書とは、法令に定められた様式に従い必要な事項がすべて記載されており、法令上添附すべき図書がすべて添附されているものをいうものであり、受理すべき適法な届出書が提出された場合には、受理日は当該届出書を受付けた日である。したがって、当該届出書を受付けた日と受理のための審査を了し当該届出書を受理すべきものと認めた日又は受理書を発行した日とが異なる場合においても受理日は当該受け日である。

(3) 事後届出の場合においては、届出期限が契約締結後2週間以内と限定されていることから、届出書に重大な支障がない限り受理するものとし、受理後適宜補正を求めることにより対応する。

(4) 届出書の正本及び添附図書により、事後届出にあつては、その届出に係る土地の利用目的、注視区域に係る届出にあつては、その届出に係る価額、土地の利用目的及び監視区域に所在する土地についての土地に関する権利の移転の届出にあつては、その届出に係る事項が法第27条の8第1項第2号に該当するかどうかについて検討する。

なお、事前届出に係る届出書を受理したときは、その事案が公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第3項の規定により同条第1項の規定による届出とみなされる場合に該当するか否かを審査し、同法による手続等と所要の調整を図る。

(5) 届出書(事後届出に係るものを含む。)を受理したときは、その事案が農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項又は第73

条第1項の許可を要する土地を含むものである場合には、届出書の写しを農業委員会に送付するとともに、農業委員会の求めに応じ、添付図書を閲覧させる等の措置を講ずる。なお、この場合において、届出に係る事案が上記の許可を要するものであるか否かについて疑義があるときには、農業委員会に照会する等の措置を講ずる。

(一団の土地)

第4 法第23条第2項かつこ書又は第27条の4第2項かつこ書(第27条の7において準用する場合を含む。)の規定により届出を要することとなる一団の土地の認定等については、下記により処理する。

この場合において、法第23条第2項かつこ書の規定により事後届出を要することとなる一団の土地の認定等については、事後届出の対象となるのが、権利取得者が土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる場合(いわゆる「買いの一団」)に限られる。

1 届出を要することとなる一団の土地とは、土地利用上現に一体の土地を構成しており、又は一体としての利用に供することが可能なひとまとまりの土地で、かつ、当事者の一方又は双方(事後届出の場合は、権利取得者)が、一連の計画のもとに、土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うその土地が法所定の面積以上であるものをいうと解されるが、その運用に当たっては、下記の点に留意する。

(1) 一団の土地として一団性を認定し得るのは、原則として、当事者の一方又は双方(事後届出の場合は、権利取得者)が同一主体である場合において、その者が土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うこととなる下記の(2)及び(3)の要件に該当する

土地をいう。

(2) 一団の土地の認定は、土地に関する権利の移転又は設定を受け、又は行うこととなる土地が、相互に接続するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有する場合について行う。なお、この場合において、相当規模の開発用地の取得の場合等において、その取得予定に係る土地の現状が、通常の工事方法等により土地利用上一体としての利用に供することが可能と認められるものである限り、道路、小河川等により分断されている場合であっても物理的な一体性を認定し得るものであるので、特に留意する。

(3) 一団の土地の認定は、2以上の土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結される場合について行う。

この場合において、2以上の土地売買等の契約が計画的な一貫性をもって行われているか否かは、用地取得等に係る交渉の相手方の範囲及びその土地の規模等から、社会通念に従い、適宜判断する。

(4) なお、一団の土地として届出を要するのは、法所定の面積(監視区域が指定された場合には、規則に規定された面積)以上の土地について、土地に関する権利の移転又は設定が土地売買等の契約により行われるものである場合である。

(事前確認)

第5 国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号。以下「令」という。)第17条の2第1項第3号から第5号まで及び規則第21条第1項の規定によるいわゆる事前確認については、下記により処理する。

1 確認申請に係る事案が、その立地状況、工事の進捗状況等からみて、令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当する住宅地等と認められない場合には、確認を行わないこととし、改めて届出によるべきこと等の指導を行うものとするが、その運用に当たっては、下記の点に留意する。

(1) その土地の利用又は開発について、法律又は条例等による審査等を未だ経ていない場合には、令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当しないものであり、届出によるべきものとして処理して差し支えない。

(2) 上記(1)の場合について、その利用又は開発等に着工した段階において法律又は条例等による審査等を要しないものであった場合については、適宜確認を行う。

(3) 別荘地等の分譲について、特段の造成工事等を行わず森林等の現状のままその分譲を行う場合にあっては、令17条の2第1項第3号中「造成された宅地である土地」に該当しないものであり、確認の対象とすべきものでない。

(4) 要綱等に基づき自然環境の保全等の観点から別荘等の開発の規制を行っている場合において、その要綱等による審査等を未だ経ていない事案については、一般的に令第17条の2第1項第3号から第5号までに該当する住宅地等と認定し得ない場合が多いと考えられるので、個別の状況等を考慮のうえ、適宜、届出によるべきものとして処理して差し支えない。

(5) 令第17条の2第1項第3号又は第4号に関しては、住宅地等で申請人により区画形質の変更等の事業が行われていない事案については、法第27条の8第1項第2号に該当するかどうかの審査を

行う必要がある場合もあると考えられるので、適宜届出によるべきものとして処理して差し支えない。また、令第17条の2第1項第5号に関しては、当該土地に関する権利の移転又は設定が当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障がある場合として規則第21条の3で定める場合に該当する事案は、事前確認の対象となるものではなく、届出を要する。

(6) 事前確認制度においては、区画又は共有持分に係る土地ごとに土地に関する権利の移転又は設定を行うものである限り、結果的に同一人に複数区画又は共有持分が譲渡されることとなる場合が必ずしも否定されるわけではない。したがって、令第17条の2第1項第3号又は第4号に該当する住宅地等に係る確認については、各区画ごとの対価として予定されている価額が適正である限り、いわゆる業者間分譲を行うこととなる事案に係るものであっても確認の対象となり得る。

2 監視区域においては、届出対象面積が引き下げられており、従来は届出を要しなかった小規模な宅地分譲等についても届出の必要が生じているが、これらについては、以下の基準に従い、適宜事前確認を認めて差し支えない。

(1) 分譲区画、分譲戸数は、2区画又は2戸以上であること。

(2) 中古物件については事前確認制度の適用は認められないこと。

(大規模取引等に係る事前指導)

第6 大規模取引等に係る事前指導については、下記により処理する。

1 事前指導に当たっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、農

地法、森林法（昭和26年法律第249号）等の諸法律に基づく規制等とできる限り相互に調整することが望ましいものであるため、関連部局との連絡・調整を緊密に行い、事前指導の趣旨が十分に生かされるよう配慮する。

- 2 事後届出制のもとでは、事前指導における指導基準については、土地の利用目的に係る勧告又は助言の基準の枠内で行うべきものであり、法による指導として価格に係る指導を行うことはできない。

（勧告等の措置）

第7 法第24条第1項、第27条の5第1項及び第27条の8第1項の規定による勧告等については、下記により行う。

- 1 法第24条第1項の規定の運用に当たっては、下記の事項を考慮のうえ、届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべき旨の勧告を別紙2の様式による勧告書により行う。

（1）届出に係る土地の利用目的が、法第24条第1項に該当すると認められる場合には、所要の講ずべき措置を示して勧告を行う。

（2）届出に係る土地の利用目的に従った土地利用の実現のための行為が、都市計画法、建築基準法等に基づく申請、届出等を要する場合については、都市計画への適合性、都市計画法上の開発許可要件の該当性を理由として勧告を行わない。

なお、このことは、他の法令、条例等の根拠に基づく勧告が行われることを妨げるものではない。

- 2 法第27条の5第3項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による不勧告通知については、下記の事項を参考のうえ、別紙3の様式による不勧告通知書により行うものとする。

（1）不勧告通知を行うに当たっては、両当事者に対して行う。

(2) 不勧告通知を行う場合には、届出後6週間を経過する日までの間であっても、契約を締結して差し支えない旨及び届出に係る土地の利用に当たっては、他の法令等に係る許可の申請等をしなければならない場合がある旨を不勧告通知書に附記しておく。

(3) 不勧告通知書には、当該不勧告通知に係る届出書の写しを添付し、それらが複数紙面となる場合には、割印を押印する等の措置を講ずる。

3 事後届出に係る事項が法第24条第1項に該当しないことが明らかになった場合に、申請者の便宜に供するため、同条第1項の規定による勧告をしない旨の通知を行うことは差し支えない。

(助言)

第8 法第27条の2の規定の運用に当たっては、下記の事項を考慮のうえ、届出に係る土地の利用目的について必要な助言を行う。

1 法第23条第1項に基づく届出に係る土地の利用目的が、土地利用に関する計画に適合しない場合又は道路、水道その他の公共施設若しくは学校その他の公益的施設の整備の予定からみて、若しくは周辺の自然環境の保全上、明らかに不適當なものである場合には、必要な助言を積極的に行うことが適當である。ただし、勧告を行う場合はこの限りでない。

2 助言を行うに当たっては、上記によるほか、当該土地の利用目的に係る諸法律の運用との間にできる限りその調整を図っておくことが適當であることから、関連部局との連絡・調整体制の確立を図る。

3 都市計画に適合している利用目的について、都市計画の観点から法第27条の2に規定する助言を行うものではない。なお、このこと

は、他の法令、条例等の根拠に基づく助言が行われることを妨げるものではない。

- 4 助言を行うに当たっては、川崎市行政手続条例（平成7年10月9日条例第37号）の範囲内で行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

## 土地売買等届出書記載要領

### 1 通則

- (1) 届出書は、同一当事者間において契約締結を予定している相互に接続しているひとまとまりの土地ごとに一葉であることを原則とする。この場合には、地目又は(登記簿上の)地番を異にする土地が含まれていても差し支えない。
- (2) ※印のある欄には記載しないこと。
- (3) 届出書の欄のうち、記載すべき事項がない欄については、「該当なし」と記載する。
- (4) 同一の届出に係る土地が数筆にわたる場合
- ア 「番号」の欄の番号に対応して一筆ごとに記載する。なお、「番号」は、一の届出について、複数の届出用紙を用いる場合には、通し番号とする。
  - イ 「土地に関する事項」及び「土地に存する工作物等に関する事項」の欄は、それぞれ一筆ごとに記載する。
  - ウ 「移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項」及び「予定対価の額等に関する事項」の欄は、それぞれ該当する事項についての記載内容が同一となる場合には、いくつかの筆(地番)をまとめて記載してもよい。
  - エ 「土地に関する事項」、「土地に存する工作物等に関する事項」、「移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項」及び「予定対価の額等に関する事項」の欄は、それぞれの番号欄の整理番号に対応させて同一地番の土地を表示すること。(「移転又は設定に係る土地に

関する権利の内容に関する事項」及び「予定対価の額等に関する事項」の欄においては、上記アの番号に対応させて1～6、8・9等の略記も可能である。）

オ 記載欄に記載しきれない場合は、別紙に記載する。（本欄に記載する範囲のものを記載のうえ「以下別紙のとおり」としても、全ての筆の記載を別紙に委ねてもよい。）この場合、別紙の様式は、届出書の該当項目の記載欄の形式に準じたものとする。ただし、「予定対価の額等に関する事項」の欄中「面積(m<sup>2</sup>)」、「単価(円/m<sup>2</sup>)」及び「予定対価の額(円)」の項目中「計」及び「平均」については本欄に記載する。

(5) 事後届出にあつては、本要領中「予定対価」とあるのは「対価」と読み替えて適用する。

## 2 事項別記載要領

### (1) 標題部

ア 当事者(事後届出にあつては、権利取得者)についての「氏名」の欄には、法人であつては、その名称及び代表者の氏名を記載する。「担当者」の欄には、当事者が法人である場合に実務担当者の氏名を記載する。

なお、代理の場合には、本人の氏名は「氏名」の欄に記載し、代理人の氏名、代理権の所在、及びその範囲を証する書面を添付する。

イ 土地に関する権利が、共有に係るものであるときは、代表の者の住所及び氏名を記載するとともに、それぞれの氏名欄に他○名と記し、別紙に共有者の住所及び氏名を記載する。ただし、共有者の一部がその者に係る共有持分権のみを移転する場合にあつては、当該移転等の当事者となる者についてのみ記載すればよい。

ウ 前文中、移転又は設定に係る土地に関する権利の種類及び移転又は設定の別は、該当するものを○で囲む。

エ 譲渡人及び譲受人(事後届出にあつては、権利取得者に限る)の主たる業種に印をつける。

(2) 契約の相手方等に関する事項

ア 「住所」、「氏名」の欄は(1)に準じて記載する。

イ 契約締結年月日は、予約契約の場合はその締結年月日を記載する。

(3) 土地に関する事項

ア 「地目」欄中の「登記簿」の欄には、登記簿に記載されている田、畑、宅地、山林等の区分により記載する。

イ 同じく「現況」の欄には、当該土地の主たる現況地目を上記区分に準じて記載する。

ウ 「面積」の欄中の「実測」(「予定対価の額等に関する事項」欄の「面積」においても同じ。)の欄には、測量士若しくは土地家屋調査士の測量にかかる実測面積又は丈量図等により求めた実測面積が知れているときはそれを記載するとともに、実測求積図等それを証する書面(コピーでも可。)

エ 「面積」の欄には、土地に関する権利が共有に係るものである場合には、全体面積、持分割合及び全体面積に持分割合を乗じて得た面積を記載する。

オ 「所有権」の欄には、届出に係る土地に関する権利が地上権又は賃借権である場合に限り、その土地の所有者の住所及び氏名を記載する。(届出に係る権利が所有権である場合には、記載不要。)

カ 「所有権以外の権利」の欄には、その土地に現に存し、かつ、権利の移転又は設定後においても引き続き存続することとなる地上権、地役権、賃借権、抵当権、質権、入会権等(土地収用法(昭和26年法律第219号)の使用権の設定等公法上の権利も含む。)の土地に関する所有権以外の

権利がある場合に限り記載する。

キ 「内容」の欄には、権利の存続期間、地代の額等を記載する。

#### (4) 土地に存する工作物等に関する事項

ア 「土地に存する工作物等に関する事項」の欄は、届出に係る土地に関する権利の移転又は設定と併せて、その土地に存する工作物等について権利の移転又は設定が行われる場合に限り、記載する。

イ 「種類」の欄には、住宅、倉庫、杉林等の別を記載する。

ウ 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあつては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあつては、植栽面積又は本数、樹種、樹齢等を記載する。(たとえば、「木造2階建、80㎡、築5年」とする。なお、樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、マツ、その他N(針葉樹)、L(広葉樹)の区分による。)

エ 「移転又は設定に係る権利」の欄には、その工作物等について移転又は設定される権利の種別(所有権、賃借権の別)及びその内容(権利の存続期間、賃料の額等。なお、所有権の場合には記載不要。)を記載する。

オ 「移転又は設定に係る権利以外の権利」の欄には、その工作物等について現に存する賃借権、抵当権等の権利で引き続き存続するものがある場合に限り記載する。

注 上記、(4)のエ及びオについて例えば、土地の譲渡と併せて建築物が譲渡される場合には、移転又は設定に係る権利についての「種別」の欄に所有権と記載し(移転又は設定に係る権利以外の権利についての「所有権」の欄には記載不要。)、また、その建築物に借家人が居る場合には、「所有権以外の権利」の欄に所要の事項を記載する。

#### (5) 移転又は設定に係る土地に関する権利の内容に関する事項

ア 土地に関する権利が所有権の場合には、「移転又は設定の態様」の欄にのみに記載する。

イ 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。

ウ 「特記事項」の欄には、地上権又は賃借権の登記の有無、地代の変更についての協議の期限の特約、原状回復義務の有無等について記載する。

(6) 予定対価の額等に関する事項

ア 「土地に関する予定対価の額等」の項のうち、面積、単価、予定対価の額の欄は、取引の実態に即して価格の決め方を同じくするものごとを一括して、又は適宜まとめて記載して差し支えない。

イ 届出に係る契約が譲渡担保、代物弁済等に係るもの等である場合においては、原則として、当該土地の評価額を記載する。また、被担保債権額又は優先弁済の極度額については、「その他参考となるべき事項」の欄に記載する。

ウ 届出に係る契約が営業譲渡等である場合においては、原則として、当該土地の評価額及び土地に存する工作物等の評価額を記載する。また、「その他参考となるべき事項」の欄に、土地売買等の契約が営業譲渡当である旨及び営業譲渡等の総額を記載する。

エ 「土地に関する予定対価の額等」の項のうち「地目(現況)」の欄には、現況地目ごとにおいて記載する。したがって一筆の土地が大規模な場合等において地目の現況を細分して記載する必要があるときには、届出者の選択に応じその区分ごとの現況地目を記載する。

オ 「実測清算」の欄は、予定対価の額等について実測による面積の増減によって対価が清算される契約であるか否かによって有無のいずれかを

○で囲む。

カ 地上権又は賃借権の場合「予定対価の額」の欄には、権利金、その他の一時金相当額を記載すること。

キ 「工作物等に関する予定対価の額等」については、「土地に存する工作物等に関する事項」の欄に対応させ一物件ごと又は一括して記載する。

ク 「工作物等に関する予定対価の額等」の項のうち、「予定対価の額」の欄には、消費税額（消費税額と地方消費税額を合わせた額をいう。以下同じ。）に相当する額を含む額を記載する。

#### （7）土地の利用目的等に関する事項

ア 「用途等」の欄には、住宅、機械工場、ゴルフ場等の用途の他「土地選定の理由」（「隣に存する工場の増設のため」など。）等を可能な限り詳細に記載する。

なお、住宅団地にあつては、住宅の建築予定戸数も記載する。

イ 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後において土地利用の現状を変更しない担保目的等に係るもの等にあつては、「用途等」の欄に現状維持である旨を記載するとともに、その必要性等の事由（借入金担保のため等。）を記載する。

ウ 「利用目的に係る土地の所在」、「利用目的に係る土地の面積」の欄には、届出に係る土地（届出に係る土地が一団の土地の一部である場合にあつては、当該一団の土地全体。）の所在及び面積を記載する。

エ 「人口面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況と計画を○%→○%の如く記載する。

オ 「計画人口」の欄には、住宅団地等の場合における想定人口等を記載する。工場団地等の場合は計画従業員数、レクリエーション施設等の場合には計画(又は見込)入込者数を記載し、後半に入込者数、従業員数等の別をカッコ書する。

カ 「その他」の欄には、利用目的について既に条例等に審査等を受けている場合、自ら公共・公益的施設を整備する予定である場合等には、その概要を記載し、必要に応じ別紙の添附により行う。

#### (8) その他参考となるべき事項

ア 届出に係る土地に関する事項と併せて権利の移転又は設定が行われな  
い工作物等が存する場合(土地だけを譲渡し、家屋の譲渡は行わない場  
合等)には上記(4)に準じて記載する。

イ 届出に係る土地に関する権利の移転又は設定をする契約と一体とみな  
される契約(営業補償、移転料等その名目いかんを問わず土地に関する  
権利の移転又は設定をする契約に付随し又は権利の移転又は設定と相当  
因果関係を有すると認められる支出を内容とする契約。)が行われてい  
る場合には、その契約の内容を記載する。なお、契約の内容のうち、対  
価の額については、消費税額に相当する額を含む額を記載する。

ウ 一団の土地の中に、確認申請に係る土地があるときは、その面積、地  
番等を記載する。

エ 開発許可申請の見通し、その他の参考事項を記載する。

オ 「移転又は設定の態様」が交換の場合であって、届出に係る土地と他  
の土地とを交換するときは、当該他の土地について、その所在及び面積  
、交換の対象となっている権利以外の権利の種別及び内容並びに当該他  
の土地に存する工作物等の種類及び概要等を記載する。

### 3 注意事項

(1) ※印の欄は市が記載する。